## スマート農業等導入支援事業実施要領

# 第1 事業の目的

近年、農業従事者の高齢化や農業後継者の不足が進み、農地を維持・管理するにあたり支障が 生じている。そこで、農業法人、集落営農組合、認定農業者、認定新規就農者などの担い手がス マート農業等を導入することで、農作業等を省力化、効率化することにより、農業のさらなる振 興と農地の適切な管理につなげる。

#### 第2 事業対象者

本事業の対象者は、第1の目的を達成するため、次に掲げる(1)または(2)のいずれか1つの 補助枠を選択し、実施することができる。

- (1)一般枠
- ① 市内の集落営農組合
- ② 市内で農業を営む法人
- ③ 市が認定する認定農業者又は認定新規就農者(応募時点で認定有効期間である場合に限る)
- ④ 地域計画の目標地図に位置付けられている者
- ⑤ 農会等その他市長が認める地域団体
- (2) 地域計画枠

上記(1)の①~③・⑤に該当する者であり、かつ、地域計画の地域内の農業を担う者一覧に記載のある者(目標地図に位置付けられている者)及び農業支援サービス事業者一覧に記載のある者

### 第3 事業内容

農作業の省力化及び効率化を目的とする、次に掲げる(1)~(6)のいずれか1種類の機械・設備等の導入を支援する。

- (1) リモコン式自走草刈機や無人草刈ロボット(以下、リモコン式自走草刈機等、という。)
- (2) 多機能型自動給水機および給水栓(以下、水管理システム、という。)
- (3) ドローン (農薬・肥料散布等、農業での使用に限る)
- (4) アシストスーツ (農作業の負担軽減を図ることができるもの等、農業での使用に限る)
- (5) 雷動アシスト播種機
- (6) その他市長が認めるロボット技術や ICT などの先端技術を活用した機械・設備等

### 第4 成果目標

成果目標は以下すべてを満たすものとする。

- (1) 導入する機械・設備等を原則10日間/年以上使用すること
- (2) 導入する機械・設備等 (スマート農業) の普及・啓発に取り組むこと (例:事業申請者が所属する出荷グループ等における情報共有・無償貸与 など)
- (3)事業申請者が管理する農地(作業受託を含む)の1割以上において、導入する機械・設備等を使用すること。

### 第5 補助率及び補助金の額

予算の範囲内において、以下2つの補助枠を設ける。また、予算を上回る応募があった場合は、 予算の範囲内において補助率及び補助金額を減額する場合がある。

(1)一般枠

補助率50%以内、補助金上限額500千円(千円未満は切捨て)とする。

(2) 地域計画枠

補助率50%以内、補助金上限額2,000千円(千円未満は切捨て)とする。

# 第6 事業の実施

- 1 本事業の実施主体は、公募により選定するものとする。
- 2 本事業を実施しようとする者は、次の書類を市長に提出するものとする。ただし、同一年度内

に複数回応募することはできないものとする。

- ア. 応募申請書(様式第1号)
- イ. 実施計画書 (様式第2号)
- 3 市長は、前項の申請があったときはこれを審査し、当該事業実施計画が適当と認められる場合 はこれを承認する。
- 4 市長は、神戸市補助金等の交付に関する規則及び経済観光局農政関係所管補助金等の交付に 関する要綱の定めに従い、補助金交付を行うものとする。

## 第7 導入機械等の管理

事業実施主体は、本事業で導入する農業用機械及び設備等について、適正な管理及び効果的な利用に努めるものとする。

#### 第8 事業の実績報告等

- 1 事業実施主体は、事業の達成状況について、事業実施の翌年度末までに、次の報告書に必要書類を添えて市長へ報告を行うものとする。
  - ア. 事業達成状況報告書(様式第3号)
  - 2 市長は、事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検 し、事業実施計画に定められた成果目標が達成されていないと判断した場合等は、当該事業実 施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
  - 3 市長は、事業実施主体に対し、同条1に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごと の事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

### 第9 補助金の返還

事業実施主体が、第4の成果目標を達成することができないと認められるとき、又は、神戸市補助金等の交付に関する規則第20条に該当するときは、補助金の全部若しくは一部の返還をさせることができる。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、経済観光局局長(農政担当)が別に定める。

附 則 この要領は、令和2年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、令和3年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、令和4年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、令和5年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、令和6年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、令和7年3月19日より施行する。

附 則 この要領は、令和7年10月1日より施行する。